

## (仮称) 金井・薬師子どもクラブ基本計画策定支援業務委託仕様書 (案)

この仕様書は、町田市（以下「甲」という。）が発注する「(仮称) 金井・薬師子どもクラブ基本計画策定支援業務委託」に適用し、受託者（以下「乙」という。）が行う業務内容、及び乙が遵守しなければならない仕様について定める。

### 1 業務の目的

(仮称) 金井・薬師子どもクラブの整備に向け、整備地（町田市金井2丁目6-2）における用地の造成手法や諸室の配置、隣接する公園との接続等を検討することで、円滑に基本設計に移行するための素地を整えることを目的とする。

### 2 履行期間

契約確定日から2025年3月14日とする。

### 3 業務責任者等

- (1) 乙は、業務を行うために必要な能力と技術を有するものを業務責任者に定め、甲に通知しなければならない。業務責任者を変更するときは、事前に甲と協議のうえ、甲の承認を得る。
- (2) 業務責任者は業務の全般にわたる業務管理を行う。

### 4 業務の内容

乙は、この契約の目的を達成するため、次の業務を行う。

#### (1) 基本条件の整理

既存子どもクラブ7館の整備条件を整理し、比較検討に向けた条件整理を行う。

#### (2) 土地情報の整理

東京都建設局公表の「東京の地盤」(GIS版)及び別途発注予定の測量成果を踏まえ、整備地付近の地盤・地質条件を把握及び整理する。また、整備上の問題点や課題があれば併せて整理する。

#### (3) ワークショップ等用資料作成 (パース等)

地域の子どもの対象としたワークショップや町内会・自治会等の地域団体への説明会用のパース等を作成する(3案程度)。作成にあたっては1視点のみでなく、イメージが掴みやすいよう複数の視点から作成する。

#### (4) 概略整備計画の比較検討

上記(1)(2)で整理した条件、及び子どもや地域の意見を踏まえ、整備地の造成並びに施設建設の観点(施工条件・コスト面等)から複数の比較案を作成

し（3案程度）、比較検討を実施する。

比較案の作成に当たっては、以下の点に留意すること。

- ① 子どもの居場所としての子どもクラブの在り方
- ② 整備地の状況
- ③ 隣接する金井遊歩公園との一体性

また、比較検討に当たっては複数の比較項目を設定し、項目ごとに優劣を示したうえで、総合的な評価を判定する。

（5）概略造成平面図等の作成

比較検討した結果をもとに、最適案1案について概略造成平面図、概略施設平面図、概略施設立面図を作成する。

（6）概算工期・概算設計費・概算工事費の試算

同規模施設の整備事例を参考に、直近の建設単価や労務単価等に基づいて概算工期・概算設計費・概算工事費の試算を行う。

（7）地域等の意見反映

甲や地域等からの意見・要望があった場合には、都度、可能な限り計画に反映する。

（8）打合せ協議

業務の実施に当たっては適宜打合せや情報共有を行い、打合せ事項については議事録を作成する。また、甲から進捗状況の報告等を求められた場合は、速やかにこれに応じる。

## 5 成果品

乙は、業務が完了したときは、遅滞なく次の成果品を甲に提出するものとし、内容はすべて甲に帰属するものとする。成果品の様式、形態、部数については、甲及び乙で協議して決定するが下記を最低条件とする。

また、乙は、契約期間の満了後であっても、納入した成果品に遺漏等が発見された場合は、乙の負担と責任で速やかに訂正を行う。

なお、電子データについては DVD、CD-R等の記録媒体で提出すること。

（1）業務委託報告書 A4版5部（紙媒体）

（2）報告書に係る電子データ一式

Word, Excel, Power Point 等の形式による編集が可能なデータ

（3）作成したCADデータ一式（電子データ）

（4）打合せ資料及び議事録一式（電子データ）

（5）その他関連資料一式（電子データ）

参考文献一覧、作成した図面・各資料の原典資料等

## 6 契約代金の支払

甲は、乙から提出される成果品により業務が適切に実施されたことを確認した後、乙からの請求に基づき契約代金を支払う。

## 7 秘密の保持・情報の管理

乙は、別添「情報セキュリティ確保・個人情報保護のための特記仕様書」を遵守し、秘密の保持及び情報の管理を適正に行わなければならない。

## 8 再委託

乙は、委託業務の処理を第三者に委託または請け負わせてはならない。ただし、簡易な業務であらかじめ甲の承諾を得たものについては、この限りではない。

また、再委託をするにあたっては、再委託先に対し業務の実施について、適切な指導及び管理を実施しなければならない。

## 9 環境により良い自動車の利用

この契約の履行に当たって自動車を利用し、又は利用させる場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）の規定に基づき、次に掲げる事項を遵守しなければならない。なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着 証明書等の提示又は写の提出を求められた場合は、速やかに提示し、又は提出しなければならない。

- (1) ディーゼル車規制に適合する自動車であること。
- (2) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。
- (3) 低公害・低燃費な自動車利用に努めること。

## 10 疑義についての協議

この仕様書及び契約書に定めのない事項及び解釈について疑義が生じた事項については、必要に応じて甲及び乙が協議の上、定めるものとする。